

○周南市まちづくり総合計画審議会規則

平成15年12月25日規則第239号

改正

平成17年3月31日規則第18号

平成21年3月31日規則第37号

平成30年11月1日規則第51号

令和6年3月14日規則第11号

周南市まちづくり総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)

第2条の規定に基づき、周南市まちづくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項を調査、審議し、その結果を市長に答申するものとする。

2 審議会は、総合計画の策定及び推進に必要な事項について協議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表
- (2) 産業経済団体の代表
- (3) 公募による市民
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問された事項に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第18号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第37号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月14日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。